

昭和二十三年六月二十九日印刷
昭和二十三年六月三十日発行
羽生 三七君
岡田喜久治君

第十一部

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十九号

昭和二十三年五月二十九日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

午前十時五十分開會

○委員(吉川末次郎君) ではこれから委員會を開会いたします。速記を止めて……

(速記中止)

○委員(吉川末次郎君) 速記を始め……次に地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。前回の議事を審議いたします。政府委員の説明を願います

○政府委員(鈴木俊一君) 本日は第九十六條第一項のところでありますが、これは議会の議決事項に関するものでありまして、普通地方公共団体の議會は一号から十三号まで掲げてあります事件を議決しなければならぬことに改正いたしましたのであります。

第一号は、條例を設けること。第二号は、歳入、歳出予算を定めること。第三号は、決算報告を認定すること。第四号は、法律又は政令に規定するものを除くほか地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は未役現品の賦課徴収に関すること。第五号は、法律又は政令に規定するものを除くほか、違法に賦課又は徴収された地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は未役現品の拂戻しに関すること。第六号は、基本財産又は減価基金その他積立金穀等の設置、管理及び処分に関すること。

第十一部 治安及び地方制度委員会會議録第十九号 昭和二十三年五月二十九日【参議院】

第七号は、條例で定める財産の取得又は処分及び當造物の設置又は処分することでありまして、それから第八号は、これは現在の第六号を整備したのであります。『負担附寄附又は贈與を受け、及び權利を放棄する』……この「負担附寄附」云々という点を新たに書き加えて整備をいたしました次第であります。それから第九号は、契約を議決事項にいたしましたのでありますが、これは從來には特に明らかに定めてなかつたものを書き加えたわけでありまして、これも一切の契約ではなくて、條例の特に重要であると認める契約だけを議決事項にするわけでありまして、第十号には、現在異議の申立、訴願、訴訟、及び和解だけが第七号に規定してあるものでありますが、尙裁判乃至準裁判行為とも申すべき労働関係調整法等に關します調停、調停、仲裁というような事項もここに書き加えた次第であります。それから十一号、これも新たに書き加えた事項でありまして、「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」、これも重大な利害關係を持つものでありますから書き加えたわけでありまして、十二号は現在の第八号であります。それから十三号も現在の九号であります。

とありますが、この二つの場合において、その條例で定める内容の大部分をお聴きしたいのでありますが、この條例で定める財産の取得という基準につきましても、全然地方公共団体個々の自由にして置くのであるか、或いは全國一都府四十三縣を通じてこの程度の財産の取得は議会の議決を経なければならぬというふうなふうに、大體の基準を中央において示すような用意ができておられるのであるか、この第七号の内容についてお尋ねしたいのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 法律上は地方團體がどういふ範圍の財産の取得、當造物の設置を議会の議決事項にするかというところは自由に定め得るようになっております。ただ後に申します二百三十三條等との關係によりまして、おのずから輕重の度合が決つて来ると思ふのであります。非常に重大なる財産當造物の關係の処分というものが右に該當いたしますれば、それは一般投票、そこまで行かなくても……、相当重要なものであれば、出席議員の三分の二以上の議決、そこまで行かないのがこの過半数の普通議決でありまして、もつと程度の輕いものは、即ち條例で何ともその規定のない財産の取得といふものは、これは執行機關だけでやれるわけでありまして、その間の大體の段階をどういふふうに定めるかというところは、各地方團體が自己の財政状態と睨み合した上で、又町村なり、都市なり、それ、自己の自治機能の具

體的な發動の事態と照應いたしますように決めるべきであらうと思ひます。が、余りにちぐはぐになるといふことは、これはやはり必ずしも適當でないと思ひますので、やはりこの法律が幸いに國會で決定を見まして施行になりますならば、そういうときにはやはり何らかの協議會のようなものを開きまして、一應の参考案というふうなものを、地方には資料として示したいというように考えております。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質問ございませんか。

○鈴木直人君 第九号も同じですか。

○政府委員(鈴木俊一君) さようでございませう。

○鈴木直人君 御質問がなければ、それは次に移りまして、第七十六條第一項云々より九頁の終りから三行目までを議題に供します。政府委員の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 百七十六條の改正は、現在の議会の違法議決に対する再議、或いは違法の選挙に対する再選挙の規定があるものであります。その前の方に、新らしく第一項乃至第三項として三つの項を加えるのであります。これは、いわゆる一般的な地方公共團體の長の拒否権を規定いたしましたのであります。違法でありまして、か、或いは収入支出についてバランスが合はず、従つて執行できないような議決を議會がしたとか、或いは必要な事務に属する経費を削減、減額したといったような場合におきましては、現

在規定があるのであります。が、その他の何ら違法でない、又今申しましたような特別の事項に該當いたさないような議會の議決でありまして、條例の制定、改廃、或いは予算に関するものがありまして、場合に於きまして、その内容につきましても、長が異議がありましかつた場合には、その議決の日から十日以内に理由を示してことを再議に付することができるといふのであります。そうして再議に付したとしても、尙その議決が前と同様に議會が議決をいたしましたならば、その議決は確定するのであります。ただその二回目の議決につきましても、出席議員の三分の二以上の同意がなければいけません。確定いたしましたならば、長は直ちに條例であれば、その告示の手續、予算であれば、それを執行する手續を取らなければならぬのであります。

それから百九十三條の改正は事務的な改正でございまして、選挙管理委員會の書記の制度につきまして、百七十二條の一般の知事の補助機關である吏員の規定を準用してあるのであります。その項目の中で、第二項の任免権の規定を準用することをいたしてあります。その中で、任免の所在が果して長の場合のごとく、管理委員長が自己の補助機關である書記を、選挙管理委員會が任免し得るや否や、明瞭でございませぬので、百七十二條の第二項も併せて準用いたしました。選挙管理委員會の委員長が、選挙管理委員會の書記

は任免できるというふうにしたそうというのであります。現在そういうふうにしたところのありまゝで、明瞭を欠きますので、第二項も準用するようにいたした次第であります。

それからこれは正誤に差上げてあります。二百七十七條は費用の点であります。公聴会に証人が出席をいたして、新たに二百七十七條第三項という、今回加わりました分損金の徴収の條例を作り出す場合に、公聴会を開かなければならないという規定があります。その場合に出て参ります証人に対する給與のことを規定したしたのであります。それが二百七十七條の正誤の中に加えてあります改正案の趣旨であります。

それから二百三條は先程申上げましたように、腐敗防止という見地から、條例で定められた特に必要な財産又は營造物については、選挙人の一般投票に付して、その過半数の同意が得られなければ、その独占的な利益を與えるような処分、或いは十年を超える期間に亘る独占的な使用を許してはならない、又そこまで重要性は持つていない、尙相当重要な財産、營造物の独占的な利益を與えるような処分、或いは十年を超える期間に亘る独占的な使用の許可は、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければ、これを行うことはできないというふうにしたのであります。この例をいたしましては、例えば東京都が都電を賣拂つてしまつて、特定の会社に経営をさせる、或いは、賣拂わないでも、十年以上の期間に亘つて経営権を委託するといふような場合におきましては、やはり恐

らくは一般投票で決めるべきものであらうと思つてあります。そこで至らないでも、相当重要な營造物、公堂を賣拂うといふような場合におきましては、やはり三分の二以上の同意を得ることにすることが適當であらう。

これは一つの例になるのではないかと、思ふのであります。それから但し、さういふようなことは、國なり公共團體に對する場合におきましては、これは適用しない、私の法人なり、私人に對する場合にはのみ適用するといふのであります。それからその投票の方法を以下に規定してございまして、長が特定の財産を処分したい、或いは特定の財産についての独占的な使用権を設定したい、こゝういふような通知がありましてから六十日以内に選挙人の一般の賛否の投票に付すのであります。その投票の方法は大体選挙の方法を準用いたしてございまして、特例は政令で書くようにいたしてあります。尙その投票は、外に若しも選挙でありますとか、解散投票、或いは解職の投票があれば、それと同時に進行することもできるというようにいたしてあります。投票の結果が判明すれば、選挙管理委員会がこれを長に通知して公表するといふわけでありま

す。

○委員長(吉川東次郎君) 只今の政府委員の説明に對し御質疑があれば、お述べ願ひます。

○岡本愛祐君 最後の百七十六條についてお尋ねいたします。これでは「議決の日から十日以内の理由を示してこれを再議に付することができ」とありますが、そうすると、その間は、初めの議決は確定しない、従つて効力は、再議に付して初めて確定する

と、こゝういふことになるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 再議に付したならば、再議に付してそれが同一議決であつたといふときは、その議決のありましたときに確定をするのであります。確定後は速かに直ちにその告示なり、予算の執行の措置を講じなければならぬといふことであ

ります。

○岡本愛祐君 ちよつと質問のし方が悪かつたのであります。この「再議に付することが、できる」と、再議に必ずしも付せなくていいのでありますから、一應議決をする、そのときに確定しておるのであります。再議に付するまでの間は効力がなくなるのかとこゝういふのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) それは今回こゝういふ制度が入りました關係上、議決の日から十日以内、即ち議決の日から起算して十日目までの間、この間といふものは議決が一應可決せられま

したならば、一應有効になつておるのであります。まだ最終的に決定してないといふ状態に、この新しい規定によつて切替つて来るわけでありま

○岡本愛祐君 もう一度お尋ねいたしますが、そうすると再議に付せなかつた場合で、この初めの議決の日から効力があり、又再議に付した場合は、同じ議決をしたにしても、再議に付した場合は、再議に付した日から効力が出るのですか。その点をもう一度伺いた

と思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今申上げましたように、その十日間は一應フェンデングの状態にあるのであります。再議に付せられませんでしたら、再議によつてその議決のありましたときに確定をいたします。十日間の間に遂に再議に付せられなかつたといふことになりま

す。再議に付せられなかつたといふことから起算して十日の日に確定をするといふことになつて思ひます。

○岡本愛祐君 それでは、さうしますと、この現在の改正にならない前の規定で、百七十六條の、現在の第一項で「普通地方公共團體の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共團體の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行はなければならない」とこゝうあるのであります。このときは、

今度の改正の場合と同様再議に付する権能といふことが、公共團體の長にあるといふことになつております。これは勿論何日間に再議に付せなかつたやならんといふことは規定がない、いつまでもこれは再議に、何日たつた後においても再議に付することができるよう規定上はなつておるのであります。その場合と、今度の改正の場合との、初めの議決と再議のときの再議決と、その關係ですね、少し喰ひ違つて來やしないかと思つてあります。

○政府委員(鈴木俊一君) この今回新

ば、確定するといふことを定めて置く必要があるといふのであります。百七十六條の今御指摘の場合におきましては、とにかく違法の場合でございまして、これはやはり十日間といふ仮に制限を付けるといふことは違法であるに拘わらず、それを肯定してしまふといふことになりましては適切を欠きますので、やはり、さういふ期限を設けまして、違法の場合におきましては、それを現案に執行に移す前にございましては、要するにその状態を市長がそれを違法と認める限りは「これを再議に付することができ」といふようにして置く方が適當ではないだらうかといふので、このままにしてある次第であります。

○岡本愛祐君 それは現在の百七十六條の第一項の問題ですが、このとき議會が議決をしまして、その権限を超えておるといふ場合に、その議決は、再議がありましては初めからもう議決は取消す、こゝういふことになるのですか、現在の規定は……。

○府委員(鈴木俊一君) それは再議に付しまして……。ちよつと今の質問の趣旨はつきりいたしませんか……。

○岡本愛祐君 はつきりしなかつたかも知れませんが、普通地方公共團體が議決をする、その議決をした日から一應は効力があるのでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 違法の議決についてでございますか。

○岡本愛祐君 初めは違法かどうか分りませんが、とにかく……。

○政府委員(鈴木俊一君) 一應は効力が出て來るわけですか。

○岡本愛祐君 効力が出て來るわけですね、さうしてそれを公共團體の長が

得なければならぬ……について

どうもこれは権限を超えておる、さう

出席者は左の通り。

害に因る被害を軽減し、もつて安

命することができると。

得なければならぬ……について

期間に亘つて経営権を委託するといふ
ような場合におきましては、やはり恐

めの議決は確定しない、従つて効力は
ない、再議に付して初めて確定する

したように、その十日間は一應フエン
デングの状態にあるのでありますが、

これはやはり一定の期間を設けてその
期間内にその手が打たれなかつたなら

○岡本愛蔵君 効力が出て来るわけ
で、それとしてそれを公共団体の長が

どうもこれは権限を超えておる、そう
いうので理由を示してこれを再議に付
する、それが決まればそれが違法だつ
たということになつて、初めから効力
がなくなるといふわけですね。その再
議に付した間に、その議決によつて何
かしてしまつたら、それは有効なの
か、それが再議で、それはいけない、
違法だといふことになつて、外のまゝ
議決をするわけですが、それによつて
取消されるわけでしょう。

○政府委員(鈴木俊一君) 再議に付せ
られました結果、議案がみずから前の
議決を改めるということになりますな
らば、前の議決に基いて若しも行いま
した行爲がありますならば、その行
爲はやはり法律上は根拠のないもの
となつて、従つて無効、取消ということ
になるわけですが、併しその
場合において又別に公共の秩序、利益
の擁護という点から別個の救済
的問題は考えなければならぬと思ひ
ますが、理窟はそういうことになるわ
けでございます。併し多くの場合、長
が再議に付する場合には、執行するの
は長でございますから、議決を執行す
る段階に入つてから、違法であると言
つて長が再議に付するということは、
先ず／＼と申しますよりも、理窟上は
先ずないのでありまして、従つてそ
ういふような事態は万々起るまいとい
ふに存するのであります。

○岡本愛蔵君 大体分りました。
○委員(吉川末次郎君) 他に御質問
がなければ本日はこれを以て議事を止
めることにいたしまして、これを以て
散会いたします。

午前十一時五十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 鈴木 直人君
委員 村尾 重雄君
岡田喜久治君
草葉 隆國君
黒川 武雄君
鬼丸 義賢君
岡本 愛蔵君
岡元 義人君
阿竹齊次郎君

政府委員

総理事務官 鈴木 俊一君
(総務課長)
自治課長 國家地方警察
本部次長 溝淵 増己君

五月二十七日委員会に左の事件を付託
された。

一、消防法案(案第四号)

消防法案

消防法目次

第一章 総則
第二章 火災の予防
第三章 危険物
第四章 火災の設備
第五章 火災の警戒
第六章 火災の活動
第七章 火災の調査
第八章 雑則
第九章 罰則
附則
第二章 総則
第一條 この法律は、火災を予防し、
警戒し及び鎮圧し、國民の生命、
身体及び財産を火災から保護する
とともに、水災又は地震等の災

害に因る被害を軽減し、もつて安
寧秩序を保持し、社会公共の福祉
の増進に資することを目的とす。

第二條 この法律の用語は左の例に
よる。

防火対象物とは、山林又は舟車、
船きよ若しくはふ頭に繋留された
船舶、建築物その他の工作物若し
くはこれらに属する物をいう。
消防対象物とは、山林又は舟車、
船きよ若しくはふ頭に繋留された
船舶、建築物その他の工作物又は
物件をいう。

関係者とは、防火対象物又は消
防対象物の所有者、管理者又は占
有者をいう。

関係のある場所とは、防火対象
物又は消防対象物のある場所をい
う。

舟車とは、船舶安全法第二條第
一項の規定を適用しない船舶、端
舟、はしけ、被曳船その他の舟及
び車両をいう。

危険物とは、別表に掲げる発火
性又は引火性物品をいう。

消防隊とは、消防器具を装備し
た消防吏員又は消防団員の一隊を
いう。

第二章 火災の予防

第三條 消防長(消防長を置かない
市町村においては市町村長をい
う。以下同じ)又は消防署長は、
屋外において火災の予防に危険で
あると認める行為者又は消防の活
動に支障になると認める物件の所
有者、管理者又は占有者で権限を
有する者に対して、左の各号に掲
げる必要な措置をとるべきことを

命ずることができる。

一 火遊び、喫煙、たき火の禁止
若しくは制限又はたき火の場合
の消火準備

二 残火、取灰又は火粉の始末

三 放置せられた危険物その他の
燃焼の虞のある物件の処理

四 みだりに存置又は放置せられ
た物件の整理、移動又は撤去

第四條 消防長又は消防署長は、火
災予防のために必要があるとき
は、関係者に対して資料の提出を
命じ、又は当該消防職員にあらゆ
る仕事場、工場又は公衆の出入す
る場所その他の関係のある場所に
立ち入つて、防火対象物の位置、
構造、設備及び管理の状況を検査
させることができる。但し、個人
の住居は、関係者の承諾がなけれ
ば立ち入らせてはならない。

前項の規定による立入及び検査
は、左の各号に定める区分に従い
当該各号に定める時間内に行わな
ければならない。但し、山林に立
ち入つて検査する場合及び当該舟
車、船きよ若しくはふ頭に繋留さ
れた船舶又は建築物その他の工作物
の関係者同意を得た場合は、こ
の限りでない。

一 興行場、百貨店、旅館、飲食
店その他公衆の出入する場所
市町村条例の指定するものにつ
いてはその場所の公開時間内。

二 工場、事業場その他多数の者
の勤務する場所市町村条例の
指定するものについては、その
場所の従業時間内。

三 前二号に規定する以外の場所
(個人の住居は関係者の承諾を

得なければならぬ)について
は、日出から日没までの時間。
但し、特に緊急の必要がある場
合又は四十八時間以前にその旨
をその場所に在る舟車、船きよ
若しくはふ頭に繋留された船舶
又は建築物その他の工作物の関
係者に通告した場合に限る。

消防職員は、第一項の規定に
より関係ある場所に立ち入る場
合においては、市町村長の定め
る証票を関係者に示さなければ
ならない。

消防職員は、第一項の規定に
より関係のある場所に立ち入る
場合においては、関係者の業務
を妨害してはならない。

消防職員は、第一項の規定に
より関係のある場所に立ち入つ
て検査を行った場合に知り得た
関係者の秘密をみだりに他に漏
らしてはならない。

第五條 消防長又は消防署長は、防
火対象物の位置、構造、設備又は
管理の状況について火災の予防上
必要があると認める場合又は火災
が発生したならば、人命に危険で
あると認める場合には、権限を有
する関係者に対し、当該防火対象
物の改修、移轉、除去、使用の禁
止、停止若しくは制限、工事の停
止若しくは中止その他の必要な措
置をなすべきことを命ずることが
できる。但し、建築物その他の工
作物で、それが他の法令により建
築、増築、改築又は修繕の許可又
は認可を受け、その後事情の変更
していないものについては、この
限りでない。

第六條 前條の規定による命令を受けた者は、その命令に不服があるときは、その命令を受けた日から十日以内に、当該防火対象物の所在地を管轄する裁判所に訴を提起することができる。

前條の規定による命令は、前項の訴の提起によつてその効力を妨げられることはない。但し、当該命令を取り消す旨の判決があつたときは、この限りでない。

前項但書の場合においては、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、賠償によりこれを補償するものとする。

前條に規定する防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はその他の法令に違反していないときは、前項の規定にかかわらず、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、賠償によりこれを補償するものとする。

前二項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

第七條 建築物の新築、増築、改築、移築、用途変更又は使用について許可又は認可をする権限を有する行政官は、当該建築物の工事施行地を管轄する消防長又は消防署長の火災の予防上当該許可又は認可が支障ない旨の同意を得なければ、当該許可又は認可をすることができない。

第八條 学校、工場、興行場、百貨店、危険物の製造所又は処理所その他の市町村長の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は防火責任者を定め、消防計画を立てその訓練を行わなければならない。

第九條 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こゝろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱その他火の使用に關し火災の予防のために必要な事項は、市町村条例でこれを定める。

第三章 危険物
第十條 市町村条例で定める数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所ではこれを貯蔵し、又は取り扱つてはならない。但し、その定めた数量の三十倍未満のものについては、所轄消防長又は消防署長の指定する安全な場所に、十日以内に限つて、これを仮貯蔵する場合は、この限りでない。

危険物で別表に掲げる類の別を異にするものは、これを同一の貯蔵所（不燃材料で構成した隔壁で完全に区分された室が二以上ある貯蔵所においては同一の室）において貯蔵し、又は取り扱つてはならない。

危険物は、貯蔵所において市町村条例で定める数量を超えてこれを貯蔵してはならない。

貯蔵所の位置、構造及び設備の制限について必要な事項は、市町村条例でこれを定める。

第十一條 市町村条例で定める数量以上の危険物は、所轄消防長又は消防署長の許可を受けた場合を除く外、日出前又は日没後においてこれを取り扱つてはならない。

第十二條 貯蔵所を設置しようとする者は、市町村条例の定めるところにより市町村長の許可を受けなければならない。市町村条例で定める事項について変更しようとする者も、また同様とする。

貯蔵所を廃止しようとする者は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第十三條 貯蔵所を設置した者（その地位を承継した者を含む。）はその貯蔵所の取主任者を定め、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

前項の取扱主任者は、市町村条例で定める資格を具えなければならない。

貯蔵所においては、取扱主任者以外の者は、取扱主任者が立ち会わなければならない。危険物を取り扱つてはならない。

第十四條 市町村条例で定める資格を有する映写技術者でない者は、興行その他公衆の観覧に供する目的をもつて、経緯性がない映画を上映するために、映写機を操作してはならない。

第十五條 常時映画を上映する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村条例で定める資格を有する所属の映写技術者を定めて、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十六條 映写室は、市町村条例で定める構造及び設備を具備しなければならない。

第十七條 映写室を設置し、又は廃止した者及び映写室のない場所、公衆の観覧に供する目的をもつて、経緯性でない映画を上映しようとする者は、市町村条例の定めるところにより、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十八條 前六條に規定するものの外、危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱に關し、火災の予防上必要な事項は、市町村条例でこれを定める。

第十九條 第十條乃至第十三條の規定は、船舶、鉄道及び軌道による危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱に、これを適用しない。

第四章 消火の設備
第二十條 学校、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他の市町村条例の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村条例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設備しなければならない。

第二十一條 何人も、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する望遠鏡若しくは警鐘台を使用し、損壊し、撤去し、又はその正当な使用を妨げてはならない。

何人も、みだりに命令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

第二十二條 消防の用に供する機械器具及び設備の規格は、國家消防廳がこれを勧告する。

第二十三條 市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、消火活動をなすとともに火災

は、國家消防廳がこれを勧告する。消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

第二十一條 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能な状態に置くことができる。

の他市町村長の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は消防署長の許可を受けた場合を除く。

以上の危険物は、所轄消防長又は消防署長の許可を受けた場合を除く。

ればならない。
映写室を設置し、又は廃止した

がこれを勧告する。
第二十條 消防に必要な水利の基準

第二十三條 市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるとき

は、期間を限つて、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることができ。

第六章 消防の活動

第二十四條 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

第二十五條 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他の命令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行く消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

第二十六條 消防車が火災の通報に應じて現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれを道路を譲らなければならない。消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自轉車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならない。路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。

消防車は火災の現場に出動するときに限りサイレンを用いることができる。時速は六十キロメートルを超えてはならない。消防署に引き返す途中その他の場合は、鐘又は警笛を用い、一般の車馬規定

による最高速度を超えてはならない。その他一般交通規則に従わなければならない。

第二十七條 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第二十八條 火災の現場においては、消防吏員又は消防團員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。

消防吏員又は消防團員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防團員の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、前項に規定する消防吏員又は消防團員の職務を行うことができる。

火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合に、現場に在る警察官又は警察吏員は、これに援助を與える義務がある。

第二十九條 消防吏員又は消防團員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。火災が発生した消防対象物に隣接する消防対象物で延焼の虞があると認めるときは、これも同様とする。

消防長又は消防署長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、收用、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、賠償により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

消防吏員又は消防團員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第三十條 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長又は消防署長は、用水路の水門、樋門又は水道の制水弁の開閉を行うことができる。

消防長又は消防署長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

第七章 火災の調査

第三十一條 消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめなければならない。但し、國家消防廳において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに従わなければならない。

第三十二條 消防長又は消防署長

は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第三十三條 消防長又は消防署長及び關係保險会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

第三十四條 消防長又は消防署長は、前條の規定により調査をするために必要があるときは、關係者に対して必要な資料の提出を命じ、又は当該消防職員に關係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の状況を調査させることができる。

第四條第一項但書及び第二項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十五條 放火又は失火の疑いのあるときは、その調査の主たる責任者は消防長又は消防署長とする。

前項の規定は警察官又は警察吏員が犯罪(放火犯を含む。)を捜査し、犯人(放火犯を含む。)を逮捕する責任を免れしめない。放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互いに協力しなければならない。

第八章 雜則

第三十六條 第十八條第二項、第二十二條及び第二十四條乃至第二十九條の規定は、水災その他の災害に關してこれを準用する。

第三十七條 特別区の存する区域に

おいては、この法律中市町村、市町村長又は市町村條例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都條例と読み替へるものとする。

第九章 罰則

第三十八條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する望屋又は警備倉庫を損壊し、又は撤去した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第三十九條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去した者は、これを五年以下の懲役に処する。

第四十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。

一 第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者

二 消防團員が、消火活動又は水災その他の災害の警戒防禦及び救護に従事するにあたり、その行為を妨害した者

三 第二十五條(第三十六條において準用する場合を含む。)又は第二十九條第四項(第三十六條において準用する場合を含む。)の規定により消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事する者に対し、その行為を妨害した者

前項の罪を犯し、因つて人を死

傷に至らした者は、本法又は刑法により、重きに從つて処断する。

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万五千元以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

一 第五條の規定による命令に違反した者

二 第十條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第十五條の規定に違反した者
第四十二條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は一万二千元以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

一 第十條第三項、第十一條又は第十二條第一項の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定に違反して取扱主任者を定めないうで事業を行つた者

三 第十三條第二項の規定に違反して市町村條例で定める資格を具えない者を取扱主任者に定めた者

四 第十三條第二項の規定による取扱主任者の資格を詐称した者

五 第十三條第三項の規定に違反した者

六 第十四條第一項の規定に違反した者

七 第十四條第二項の規定に違反した者

して所屬の映写技術者を定めないうで事業を行つた者

第四十三條 第十六條の規定による市町村條例には、これに違反した者に対し、三箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処し、情狀により懲役及び罰金を併科することができる旨の規定を設けることができる。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、二千元以下の罰金又は拘留に処する。

一 第三條の規定による命令に違反した者

二 第四條又は第三十四條の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は故なく第四條又は第三十四條の規定による消防職員の入立若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十三條第一項又は第十四條第二項の規定による届出を怠つた者

四 第十八條第一項の規定に違反し、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する建築物しくは警備合を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

五 第十八條第二項の規定に違反した者

六 第二十一條の規定による届出をしないで消防水利を使用不能の状態に置いた者

七 第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者

八 故なく消防署又は第二十四條

（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の指定した場所に火災發生の虚偽の通報をした者

九 第二十八條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に違反した者

十 第三十三條の規定による火災後の被害状況の調査を拒んだ者

第四十五條 事業主は、その代理者、同居人、雇人その他の従業者がその業務に關し第十條第一項乃至第三項、第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十四條第二項、第十五條の規定並びに第十六條の規定による市町村條例の規定に違反したときは、自己の指揮に出ないという故をもつて、その処罰を免れることはできない。

第四十六條 この法律又は第十六條の規定による市町村條例により、事業主に適用すべき罰則は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人にこれを適用する。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

附則

第四十七條 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第四十八條 この法律により許可を受け、又は届出をなさなければならぬ事項で、この法律施行前に

警視廳令又は都道府縣令により許可又は認可を受け、又は届出をなし、その後事情の変更しないものについては、これをこの法律により当該許可又は認可を受け、又は当該届出をなしたものとみなす。

備考
一 石油とは、原油、石油分留及び分解製品並びに天然ガスの分離製品で常温で液状をなすものをいう。（頁岩油、石炭液化油、「タール類」分留油その他これに類する油類を含む。）「アールペンスキ」又は「ペンスキールテンス」引火点測定器を用いて七六〇ミリメートルの氣圧において引火点が攝氏二十一度未満のもの（第一種石油、第二種石油、七十度以上のもを第三種石油という。）

二 セルロイドとは、セルロイド素地、屑、加工品フィルムをいう。

三 アルコール類にはエチル、メタノール、ブタノール及び变性アルコールを含む。

四 マグネシウム粉には写真撮影その他の用に供する閃光粉を含む。

五 アルコール又はベンゾールを主剤とした燃料稀薄剤は、アルコール又はベンゾールとみなす。

類別	品名
第一類	塩素酸塩類 過酸塩類 過マンガン酸カリウム
第二類	黄りん 赤りん 硫化りん
第三類	金属カリウム 金属ナトリウム マグネシウム粉 過酸化カルシウム カルバイド りん化石灰 生石灰
第四類	二硫化炭素 コロジオン 第一種石油 ソルベントナフサ ベンゼン メチルエチルケン アルキルエステル類 おろ酸エステル類 キシロール 第二種石油 テレピン油 樟腦油 松根油 タール油 第三種石油 動物油 第三種油脂
第五類	ニトロセルロース セルロイド類 芳香系列の硝化物
第六類	発煙硝酸 無水硝酸